

## 第 2 生活衛生営業関係

### 1 生活衛生監視・指導

保健所では、営業施設の衛生水準の向上を図るための監視・指導を実施しており、令和4年度の監視率は、政令市を含めて11.1%（監視施設数 3,025／総施設数 27,281）となっています。

なお、入浴施設を原因とするレジオネラ症の発生の未然防止や事業者の自主衛生管理の徹底を図るため、公衆浴場及び旅館業の入浴施設に対する重点監視を行っています。

表2-1-1 公衆浴場

(件)

区分 年度	施設 総数	普通浴場						福利厚生浴場		その他の浴場		監視 率 (%)	許可 件数	廃止 件数
		施設数	再 掲				監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数			
			民営	利用	公公	公民								
平成30年度	1,320	270	223	0	41	6	185	148	48	902	437	50.8	29	55
令和元年度	1,298	255	210	0	39	6	163	145	60	898	509	56.4	29	55
令和2年度	1,261	242	197	0	39	6	139	138	20	881	307	37.0	21	58
令和3年度	1,250	227	183	0	38	6	94	136	9	887	280	30.6	43	54
令和4年度	1,249	212	169	2	39	2	106	135	10	901	276	31.4	38	41

利用：施設が組合所有又は借屋で運営が利用組合のもの

公公：施設の所有及び運営が市町村等であるもの

公民：施設が市町村所有で運営が民間のもの

表2-1-2 旅館

(件)

区分 年度	施設 数	ホテル営業		旅館営業		簡易宿所営業		下宿営業		監視 率 (%)	許可 件数	廃止 件数
		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数			
平成30年度	5,166	旅館・ホテル営業 2,868 1,074		/		2,178	512	120	21	31.1	397	260
令和元年度	5,352	旅館・ホテル営業 2,863 1,167				2,375	579	114	20	33.0	467	282
令和2年度	5,461	旅館・ホテル営業 2,877 871				2,471	299	113	12	21.6	335	226
令和3年度	5,650	旅館・ホテル営業 2,904 591				2,633	447	113	3	18.4	330	155
令和4年度	5,811	旅館・ホテル営業 2,894 532				2,803	398	114	7	16.1	321	160

表2-1-3 興行場

(件)

区分 年度	施設 数	常設興行場		仮設興行場		臨時興行場		監視 率 (%)	許可 件数	廃止 件数
		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数			
平成30年度	187	173	32	14	14	0	0	24.6	4	5
令和元年度	186	171	43	15	16	0	0	31.7	5	8
令和2年度	172	172	35	0	0	0	0	20.3	5	3
令和3年度	173	172	7	1	1	0	0	4.6	3	2
令和4年度	173	170	16	3	3	0	0	11.0	8	10

常設興行場： 臨時又は仮設以外のもの

仮設興行場： 空地等に仮設し、その興行場がおおむね1か月以内のもの

臨時興行場： 既設の建物を使用し、その興行期間がおおむね1か月以内のもの

表2-1-4 理容所

(件)

区分 年度	理 容 所							従 事 者 数	
	施 設 総 数	施 設 数		監 視 指 導 数	監 視 率 (%)	確 認 件 数	廃 止 件 数	理 容 師 (人)	理 容 師 以 外 (人)
		法第11条の4 のもの	法第11条の4 以外のもの						
平成30年度	6,358	3,019	3,339	724	11.4	104	234	10,925	1,088
令和元年度	6,258	2,969	3,289	696	11.1	115	206	10,592	1,050
令和2年度	6,178	2,871	3,307	280	4.5	126	207	10,388	1,026
令和3年度	6,280	2,829	3,451	326	5.1	102	142	10,115	985
令和4年度	6,026	2,648	3,378	368	6.1	86	197	10,038	975

法第11条の4のもの：管理理容師を置く理容所

表2-1-5 美容所

(件)

区分 年度	美 容 所							従 事 者 数	
	施 設 総 数	施 設 数		監 視 指 導 数	監 視 率 (%)	確 認 件 数	廃 止 件 数	美 容 師 (人)	美 容 師 以 外 (人)
		法第12条の3 のもの	法第12条の3 以外のもの						
平成30年度	10,651	4,369	6,282	1,382	13.0	466	464	20,574	1,877
令和元年度	10,740	4,360	6,380	1,317	12.3	464	382	20,369	1,862
令和2年度	10,828	4,321	6,507	798	7.4	471	381	20,613	1,935
令和3年度	11,024	4,363	6,660	909	8.2	517	319	21,016	1,857
令和4年度	11,141	4,246	6,895	893	8.0	453	337	21,288	1,817

法第12条の3のもの：管理美容師を置く美容所

表2-1-6 クリーニング所

(件)

区分 年度	ク リ ー ニ ン グ 所											従事者数		コイン オペレーション		
	施設 総数	洗濯物の処理		受取引渡し所		リネンサプライ		無店舗取次店		監視 率 (%)	確 認 ( 届 出 ) 件 数	廃 止 件 数	ク リ ー ニ ン グ 師 ( 人 )	ク リ ー ニ ン グ 師 以 外 ( 人 )	施 設 数	監 視 件 数
		施設数	監 視 指 導 数	施設数	監 視 指 導 数	施設数	監 視 指 導 数	施設数	監 視 指 導 数							
平成30年度	3,583	706	488	2,696	479	63	35	118	1	28.0	85	303	1,563	12,872	769	160
令和元年度	3,319	694	103	2,443	531	65	22	117	2	19.8	76	347	1,490	12,506	830	146
令和2年度	3,190	665	355	2,342	110	64	34	119	1	15.7	43	172	1,427	12,109	873	105
令和3年度	2,907	643	52	2,195	100	69	13	118	2	5.7	41	205	1,400	11,872	913	93
令和4年度	2,884	625	303	2,069	97	70	15	120	1	14.4	45	185	1,390	11,635	954	72

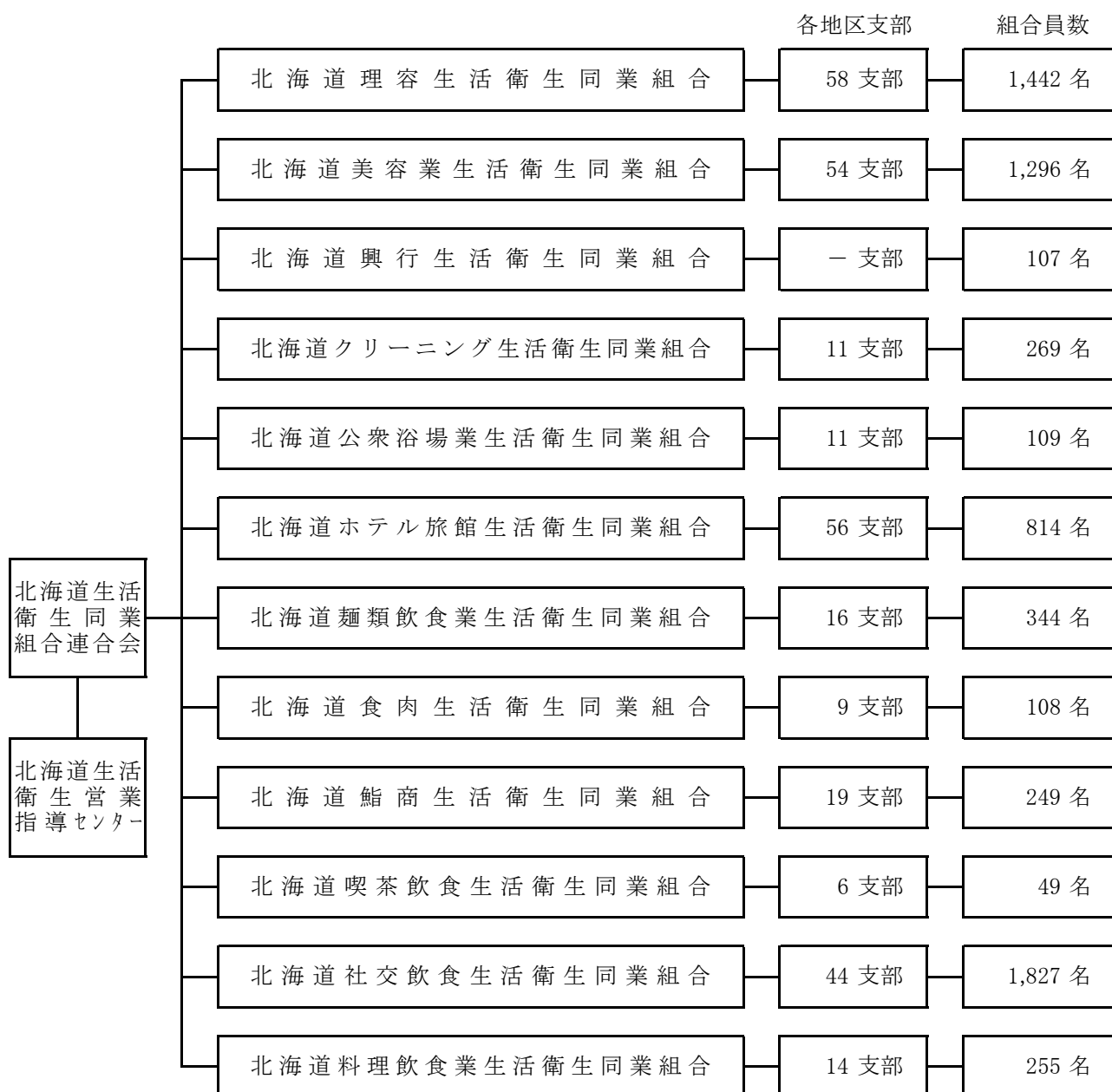
## 2 生活衛生関係営業者の育成

### (1) 生活衛生同業組合の育成

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて認可されている本道の生活衛生同業組合は13業種となっており（図2-2-1）、営業者の自主的な活動として衛生水準の向上や経営安定のための指導・研修や近代化、合理化、省力化を図っています。

図2-2-1 生活衛生関係営業組織図

(令和4年12月31日現在)



## (2) 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに対する補助

生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導と経営の近代化・合理化の促進及び衛生水準の向上を推進することにより、利用者又は消費者の利益擁護を図るため、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに対し補助金を交付しています。

表2-2-1 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター補助金交付額の推移

(千円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	国庫補助事業		20,986	22,017	22,017	22,017
道単独補助事業		809	809	809	809	809

### (3) 日本政策金融公庫融資あっせん

道民の生活に密接な関係のある生活衛生関係営業の衛生水準の向上と設備の近代化を促進するため、生活衛生関係営業の全業種に対し日本政策金融公庫が行う設備改善等資金の融資に係る推薦事務を、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに委託して行っています。

表2-2-2 日本政策金融公庫の業種別融資推薦状況

(各年度末現在)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
公衆浴場	3	70,000	2	41,400	-	-	1	27,000	3	56,000
理容	2	15,000	2	13,000	1	7,000	2	38,730	3	24,800
美容	11	115,300	15	165,580	9	85,960	19	156,820	21	201,900
クリーニング	1	6,500	1	7,500	-	-	-	-	-	-
旅館	17	384,100	5	64,600	4	60,000	6	68,500	3	58,880
興行場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社交業	1	8,000	2	15,500	-	-	-	-	-	-
麺類飲食店	3	80,000	3	38,500	1	9,000	1	6,140	-	-
鮭商	1	11,000	-	-	-	-	1	20,000	2	26,300
喫茶店	3	38,700	6	59,230	-	-	3	26,440	3	42,250
料理飲食店	7	86,000	7	69,250	3	33,800	-	-	2	21,750
その他飲食店	21	211,800	21	226,910	11	113,450	24	308,070	21	188,320
氷雪販売	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中華料理	-	-	1	7,800	-	-	1	7,000	-	-
合計	70	1,026,400	65	709,270	29	309,210	58	658,700	58	620,200

#### (4) 公衆浴場対策事業

公衆浴場（普通浴場）は道民の日常生活に欠くことのできない施設であるにもかかわらず、著しく減少してきていることから、公衆浴場の経営の安定を図るための融資、確保すべき公衆浴場の維持運営費や元釜等の設備整備費に対する補助、入浴需要の喚起を図るための公衆浴場利用促進事業に対する補助等を行い、道民の利用の機会の確保を図っています。

##### ① 公衆浴場経営安定資金融資状況

経営多角化促進資金・・・公衆浴場の経営多角化を図るための設備資金（昭和46年度創設）

共同購入資金・・・燃料等の営業物資の共同購入のための資金（昭和46年度創設）

表2-2-3 公衆浴場経営安定資金新規融資状況

(千円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	融資条件	
							限度額	融資期間
経営多角化促進資金 (融資件数)		0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	1千万円/件	10年以内
共同購入資金 (融資件数)		50,000 (1件)	50,000 (1件)	50,000 (1件)	50,000 (1件)	50,000 (1件)	5千万円/件	6か月以内

##### ② 公衆浴場関係補助事業の状況

経営安定対策事業・・・公衆浴場に対する経営相談等公衆浴場の経営安定化を図るための事業を実施する。（昭和46年度創設）

確保対策事業・・・経営困難な公衆浴場の廃業を防止し、地域住民の保健衛生上必要な浴場を確保する。（昭和49年度創設）

設備整備事業・・・公衆浴場の衛生水準の向上、省エネルギー対策の推進を図るため設備を改善整備する。（昭和51年度創設）

利用促進事業・・・入浴需要の喚起と福祉の充実を図るため、「敬老の日」に低廉な料金（65歳以上200円、12歳未満無料）で入浴できる事業及び「エコの日」に低廉な料金（大人200円、12歳未満無料）で入浴できる事業を実施する。（昭和48年度創設）



表2-2-4 公衆浴場関係補助事業状況(補助先:北海道公衆浴場業生活衛生同業組合)

(千円)

区分		年度					令和4年度補助事業の概要
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
経営安定対策事業		2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	経営安定対策事業等への補助
確保対策事業		4,374	4,315	3,716	3,748	3,355	基準入浴客の60%未満 基準額 200千円 補助率 1/2
設備整備事業 (対象延品目数)		5,190 (15品目)	5,048 (14品目)	9,131 (32品目)	8,875 (28品目)	9,287 (28品目)	・補助基準額 基準入浴客の100%未満 補助基準額の1/2 基準入浴客の100%~200%未満 補助基準額の1/6  ・対象品目 内釜、元釜、バーナー、温水器、温度調節器、ろ過器、廃油燃焼器、煙突、塩素滅菌器、水配管関連部品、施設内装  補助対象経費の限度額 300万円 補助率 10/10以内
公衆浴場利用促進事業	敬老入浴事業 (対象施設数)	1,716 (156施設)	1,639 (149施設)	1,518 (138施設)	1,408 (128施設)	1,265 (115施設)	1施設1日当たり11,000円×1日間 補助率 10/10以内  (参考) H26までは、 1施設1日当たり18,000円×1日間
	家族エコ銭湯事業 (対象施設数)	1,661 (151施設)	1,562 (142施設)	1,408 (128施設)	1,276 (116施設)	1,199 (109施設)	1施設1日当たり11,000円×1日間 補助率 10/10以内(平成23年度創設)  (参考) H26までは、 1施設1日当たり16,000円×1日間

### 3 クリーニング師試験・免許

道では、クリーニング業法第7条第1項の規定に基づき、毎年クリーニング師試験を実施しています。また、クリーニング業法施行令第1条の規定に基づきクリーニング師の免許証を交付しています。

表2-3-1 クリーニング師試験受験者数及び合格者数推移

(人)

区分	年度				
	令和30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受験者数	74	70	63	62	58
合格者数	63	59	46	51	49

表2-3-2 クリーニング師免許証交付状況

(件)

区分	年度					
	新規	再交付	訂正	抹消	増減	年度末数
平成30年度	48	3	0	1	47	6,446
令和元年度	41	4	0	2	39	6,502
令和2年度	44	2	1	0	44	6,549
令和3年度	44	2	1	0	44	6,593
令和4年度	41	2	0	0	41	6,634

#### 4 公衆浴場(普通浴場)施設数及び入浴料金

自家風呂の普及に伴って1施設当たりの入浴客数が減少し、その経営が悪化してきていることから、公衆浴場(普通浴場)の施設は、年々減少しています。

これらの事態に対応する諸施策及び今後の公衆浴場のあり方について、北海道公衆浴場問題協議会(昭和46年11月設置)において随時検討を行っています。

表2-4-1 公衆浴場(普通浴場)施設数の推移

年度	施設数	前年度増減	増減内訳		1日平均入浴客数 ※
			許可	廃止	
16年度	553	△ 11	13	24	109.1
17年度	533	△ 20	14	34	105.3
18年度	501	△ 32	10	42	107.3
19年度	478	△ 23	9	32	109.5
20年度	450	△ 28	8	36	106.5
21年度	432	△ 18	3	21	102.1
22年度	416	△ 16	7	23	100.9
23年度	392	△ 24	7	31	97.1
24年度	359	△ 33	6	39	95.2
25年度	342	△ 17	4	21	94.2
26年度	326	△ 16	6	22	92.9
27年度	306	△ 20	2	22	87.8
28年度	296	△ 10	0	10	87.9
29年度	284	△ 12	2	14	89.6
30年度	270	△ 14	2	16	87.6
令和元年度	255	△ 15	3	18	90.5
2年度	242	△ 13	3	16	89.3
3年度	227	△ 15	0	15	88.3
4年度	212	△ 15	2	17	90.4

※ 1日1施設の平均大人換算入浴客数

表2-4-2 入浴料金統制額(普通浴場が徴収できる上限額)改定の経過

改定年月日	大人	中人	小人
50. 6. 10	115円	60円	30円
51. 6. 10	135円	70円	35円
52. 6. 15	155円	80円	40円
53. 6. 20	165円	85円	40円
54. 6. 28	180円	95円	45円
54. 11. 26	190円	95円	45円
55. 6. 9	220円	100円	50円
56. 6. 22	230円	110円	60円
57. 6. 15	240円	120円	60円
59. 8. 11	250円	120円	60円
61. 7. 25	260円	120円	60円
平成元. 9. 1	280円	120円	60円
3. 8. 1	300円	140円	70円
5. 8. 1	320円	140円	70円
7. 9. 1	340円	140円	70円
9. 8. 1	360円	140円	70円
13. 9. 1	370円	140円	70円
17. 10. 1	380円	140円	70円
18. 4. 15	390円	140円	70円
20. 8. 11	420円	140円	70円
26. 8. 11	440円	140円	70円
令和元. 10. 1	450円	140円	70円
令和4. 10. 1	480円	140円	70円

大人:12歳以上、中人:6歳以上12歳未満、小人:6歳未満